

九州大学学生モニター制度要項

実施：平成28年11月14日

(趣旨)

第1条 この要項は、九州大学（以下「本学」という。）の教育、学生生活支援及び就職支援等に関する取組を実施するに当たり、本学の学生から意見や提案等を聴取する学生モニター制度について、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 学生モニターとなることができる者は、本学の学部又は学府に在籍する学生とする。

(業務)

第3条 学生モニターは、本学の教育担当理事の要請に応じ、教育、学生生活支援及び就職支援等に関する取組に関して、学生の立場から建設的な意見、提案等を提示するものとする。

2 学生モニターからの意見、提案等の聴取は、アンケート及び懇談会等により行うものとする。この場合において、教育担当理事が必要と認めるときは、教員その他関係者の協力を求めることができる。

(選考等)

第4条 学生モニターは、公募又は部局等からの推薦によるものとし、教育担当理事が選考し、委嘱する。

2 学生モニターの任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度末までとし、再任を妨げない。

(謝金)

第5条 学生モニターには、第3条第1項で定める業務への従事時間に応じて謝金を支払うものとし、予算の範囲内において、別に定めるところにより支給する。

(事務)

第6条 学生モニターに関する事務は、学務部各課（室）等の協力を得て、学務部学務企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、学生モニター制度に関し必要な事項は、教育担当理事が定める。

附 則

1 この要項は、平成28年11月14日から実施する。

2 九州大学学生モニター制度要項（平成18年9月22日教育担当理事・副学長制定）及び全学教育学生モニター制度要項（平成23年10月1日基幹教育院長裁定）は、廃止する。